

第 5684 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2017年)平成29年 4月 4日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyou.com>

⇨ 相続時精算課税制度と小規模宅地等の評価減

Q : 相続時精算課税制度を使ってもらった宅地は、相続のときに小規模宅地等の減額特例が受けられますか？

A : 受けることができません。

【解説】

ご質問は、相続時精算課税制度の適用を受けた贈与財産は、贈与者が亡くなったときに相続財産に加算されますことから、この場合に小規模宅地等の減額特例が受けられるかということだと思いますが、残念ながらこの特例は、受けることができません。

なぜなら、小規模宅地等の減額特例は、被相続人等が事業の用又は居住の用に供していた宅地等を、相続又は遺贈により取得した場合に認められる制度だからです。

贈与により取得した宅地等には、適用がありません。

では、相続時精算課税制度の適用を受けて宅地等を貰う時には、小規模宅地等の減額特例が受けられるかという、これも認められないことになっています。

なぜなら、小規模宅地等の減額特例は、残された相続人の生活保障の観点から、一定の減額を認めてくれる制度ですから、相続又は遺贈により取得した場合でないと適用がないこととなっているからです。

贈与でもらう場合には、小規模宅地等の減額特例自体の適用がないのです。

